

## 入札説明書

この入札説明書は、平成19年10月26日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道釧路支庁長 伊藤 芳和

### 2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 野付崎海岸侵食対策工事（道州）
- (2) 工事場所 北海道標津町
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成20年3月21日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。
- (5) この本工事は、制限付一般競争入札参加申請書提出の際に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価方式の試行工事である。

### 6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であつて、単体企業にあつては、(1)の要件を、経常建設共同企業体にあつては(2)の要件をすべて満たしていること。

#### (1) 単体企業の要件

ア 発注工事の対応する平成19年北海道告示第13号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ 北海道における一般土木工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 釧路・根室支庁管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去10年間（平成9年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用

關係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

#### (7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう、以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (8) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(8)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ス 工程管理、材料の品質管理及び施工上の課題に対する技術的所見が適正であること。

#### (2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における一般工事の競争入札参加資格がA等級に格付されており、かつ、(1)のイ、ケ及びコの要件をすべて満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

エ 構成員は、(1)のアからウ、オからケ及びシの要件をすべて満たしていること。また、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、ケの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

なお、(1)のキの主たる営業所については、構成員の1社が要件を満たせば他の構成員は、北海道内に主たる営業所を有することとする。

- 才 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。  
力 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

#### 4 入札の参加資格審査申請

##### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面(工事実績証明書又はこれに代わる書面(契約書等の写し)並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体付属協定書の写し)

ウ 技術提案書

エ 配置予定技術者調書

(7) 申請時点で先に申請済みの他の入札(他官庁発注工事を含む。以下同じ。)が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者(現場代理人を含む。以下同じ。)を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経験を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(4) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事(以下「他の工事」という。)の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更(設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。)により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とすることのできない場合

(5) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合にあっては、(7)に準じて申請しなければならない。

才 特定関係調査(当該調査提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。)

力 その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

##### (2) 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 工程管理に対する技術的所見	<p>① 冬期風浪条件下における突堤での海上施工であり、適切な工程管理について記載する。</p> <p>② 記載様式は様式-1とする。</p>
(2) 材料の品質管理に対する技術的所見	<p>① 東中コンクリートの品質管理が適切であり工夫が見られるかどうか、打設時も考慮した防寒囲いと温度管理、湿潤養生方法について記載する。</p> <p>② 記載様式は様式-2とする。</p>
(3) 施工上の課題に対する技術的所見	<p>① 工事箇所周辺はオシロワシ・オオワシなどの希少な鳥類が生息し、また、在来の海浜植生が自生していることから、一般的な配慮を含め工事に伴う影響を最小限とする施工管理について記載する。</p> <p>② 記載様式は様式-3とする。</p>
(4) 企業の施工能力	<p>① 各土木現業所及び建設部建築局が所管する工事の当該工事資格における前年及び前々年に完成した工事の工事施行成績評定結果。</p> <p>② 過去2年間の北海道建設部工事等優秀業者表彰(知事感謝状)の有無。</p> <p>③ ISOマネジメントシステムの取得の有無</p> <p>④ 記載様式は様式-5とする。</p>
(5) 配置予定技術者の能力	<p>① 現場代理人及び主任(監理)技術者は、予定者の氏名等を記載する。 なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 また、配置予定技術者の変更については、4の(1)の工による。</p> <p>② 主任(監理)技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者とする。ここで、資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。 また、監理技術者にあっては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者</li> <li>・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者</li> </ul> <p>③ 記入要領       <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名：氏名を記入する。</li> <li>・資格：保有資格を記入する。(複数ある場合、複数記入)</li> <li>・工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・発注機関名：具体的に記入する。</li> <li>・施工場所：具体的に記入する。</li> <li>・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入(切り捨て)</li> <li>・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入</li> <li>・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。</li> </ul> </p> <p>④ その他       <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容を証明する資料として、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。</li> <li>・監理技術者資格証については、裏面の写しも提出すること。</li> </ul> </p> <p>⑤ 記載様式は様式-6とする。</p>
(6) 地域精通度	<p>① 当該工事箇所と同じ地域での各土木現業所及び建設部建築局発注工事の施工実績として、地域精通度に関する調書を提出すること。</p> <p>② 記入要領等       <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の工事箇所と同じ地域(各土木現業所出張所管内)での施工実績(工事が完成し、引渡済みのものに限る。)の内、最大の規模の工事1件について記載すること。</li> <li>・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。</li> <li>・工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写し添付すること。</li> </ul> </p> <p>③ 当該工事箇所の最寄(本・支店)営業所名。</p> <p>④ 記載様式は様式-7とする。</p>

(3) 提出期間

平成19年10月26日(金)から平成19年11月5日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

電話番号 0154-23-9122

(5) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。  
なお、技術提案は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

(6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び  
再提出は認めない。

(7) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間(フレックス工期)と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

イ 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

- a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
- b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

ウ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

## 5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成19年11月16日(金)までに書面により通知する。

## 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成19年11月21日(金)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

## 7 落札者の決定方法

### (1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)の落札者決定基準により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

### (2) 総合評価の方法等

別記の落札者決定基準による。

## 8 契約条項を示す場所

北海道釧路市双葉町6番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課  
電話番号 0154-23-5122

## 9 入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所

北海道釧路市幸町9丁目1番地  
釧路市交流プラザさいわい6階大会議室

### (2) 入札日時及び整理番号

平成19年12月13日10時00分  
整理番号 2番

### (3) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

## 10 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確實と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に固（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

### (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確實と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債務者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同様する契約を数回以上にわたり締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とする。

## 12 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 13 消費税等課税事業者等の中出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

## 14 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

### ア 閲覧期間

平成19年10月26日(金)から平成19年12月12日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

### イ 閲覧場所

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路二木現業所3階閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

### ア 受付期間

平成19年10月26日(金)から平成19年12月7日(金)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

### イ 受付場所

郵便番号085-0006 北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路二木現業所企画総務部工事契約課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

### ア 閲覧期間

平成19年10月29日(月)から平成19年12月12日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

#### イ 閲覧場所

北海道釧路市双葉町6番10号  
北海道釧路土木現業所3階閲覧室

#### 15 支払条件

##### (1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

なお、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。

##### (2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

##### (3) 部分払

2回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

#### 16 契約書作成の要否

必要とする。

#### 17 予定価格等

##### (1) 予定価格 事後公表とする。

##### (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格

設定している。

##### (3) 入札の執行回数は、原則2回までとする。

(4) 入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

#### 18 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 決定理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 19 ベナルティ

(1) 受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、最高8点を工事施行成績評定点から減点するものとする。

(2) 施工計画の内容を履行できなかった場合で、入札時より評価が下がる場合には、履行状況により最大5点を減点するものとする。また、配置予定技術者がやむを得ない理由により交代し、入札時に評価した資格よりも劣り、評価が下がる場合には3点を減点するものとする。

## 20 その他

- (1) 入札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が、工事完成検査合格後に売掛債権担保融資保証制度を利用しようとする場合、又は金融機関等による売掛債権の買取りを受けようとする場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができるとしているので、留意すること。  
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (5) その他入札に関し不明な点は、北海道労働土木現業所企画総務部工事契約課（電話番号0154-23-9122）に照会すること。

【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3 の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

3 の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、突堤などの海岸・漁港構造物を延長20m以上施工した工事です。

3 の(1)のケ

(7) 國家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）又は2級建設機械施工技士を主任技術者とすることができます。

(4) 監理技術者は、(7)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

3 の(1)のサ

本工事に係る設計業務等の受託者は、日本データーサービス（株）です。

## 施工計画審査タイプにおける落札者決定基準

工事名 野付崎海岸侵食対策工事（道州）

### 1 落札者の決定方法

本工事は、次の方針により技術提案及び価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

#### (1) 技術提案の評価

技術提案の評価は、入札参加資格を有する者には標準点を付与し、提案内容により下表に基づき加算点を付与する。

なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数は13点とする。

評価項目		評価基準	配点	
施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	冬期風浪条件下における突堤での海上施工であり、適切な工程管理について記載する。	優	1.0
	②材料の品質管理に係わる技術的所見	寒中コンクリートの品質管理が適切であり工夫が見られるかどうか。打設時も考慮した防寒用いと温度管理、湿潤養生方法について記載する。	良	0.5
	③施工上の課題に対する技術的所見	工事箇所周辺はオジロワシ・オオワシなどの希少な鳥類が生息し、また、在来の海浜植生が自生していることから、一般的な配慮を含め工事に伴う影響を最小限とする施工管理について記載する。	可	0.0
企業の施工能力	当該二事資格での過去2年間の北海道発注工事の成績の平均点（建設部一般土木）	86点以上	優	1.5
		83点以上86点未満	良	0.8
		80点以上83点未満	可	0.0
		77点以上80点未満	優	1.5
		77点未満	良	0.8
施工能力	当該二事資格における過去2年間の北海道優良工事表彰の有無	表彰あり	可	0.0
		表彰なし	優	1.0
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001及び14001を取得	良	0.5
		ISO9001を取得	可	0.0
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	上記以外	優	1.0
		一級土木施工管理技士(技術士を有する)	良	0.5
		二級土木施工管理技士等上記以外	可	0.0
地域精通度	本支店、営業所の所在地(共同企業体の場合は構成員いずれか1者)	工事箇所と同じ土木現業所出張所等管内	優	1.0
		道内	良	0.0
	過去5年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	有り(工事箇所と同じ土木現業所出張所等管内)	可	1.0
		無し	良	0.0
計(満点)			13.0	

※注1 共同企業体の評価方法について

- ①工事施行成績は構成員の単純平均とする。施行成績の無い構成員は65点として計算する。
- ②表彰による評価は平成17年度及び平成18年度に一般土木工事(舗装・鋼橋上部含む)において受賞した建設部工事等優秀業者感謝状による表彰とし、構成員が該当すれば評価する。
- ③地域精通度は、構成員の評価値の最高点を採用する。

2 工事施行成績評定結果の評価は、平成17年1月1日～平成18年12月31日までに完成した工事を対象とし、競争入札参加資格ごとの平均点とする。

なお、共同企業体の工事施行成績評定は、各構成員の評価とし、乙型共同企業体では、分担した工事の資格の評価とする。平均点は少数第1位を四捨五入し、整数とする。

また、申請者が共同企業体の場合の工事成績の平均は、各々の構成員の平均点の少数第2位以下を切り捨て、少数第3位までを合算し、合算した後の少数第1位を四捨五入し、整数とする。

3 配置予定技術者の評価基準において、1.0点の配点は一級土木施工管理技士と技術士(建設部門)の両方の資格を持っている技術者、

#### 4 地域精通度の評価について

- ①工事箇所と同じ土木現業所出張所等管内とは、釧路土木現業所中標津出張所管内(別海町、中標津町、標津町、羅臼町)とする。
- ②本支店、営業所とは建設業法第3条1項に該当する営業所とする。
- ③過去5年間の施工実績とは、平成14年4月1日以降に完成し引渡を完了した工事とする。

#### (2) 総合評価の方法

総合評価は、(1)によって得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

#### 総合評価の算定式

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

※ 評価値は定数を乗じ1の位になるよう表示する(例:  $1.806 \times 10^{-7}$ )

#### (3) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者の中、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 2 責任の所在

発注者が技術提案を適正と認め、工事施行において請負者がこれを採用した場合においても、技術提案に係わる施工に関する請負者の責任は軽減されるものではない。

#### 3 技術提案に係る検査

施工計画に係る技術提案については、工事完了後において履行状況について検査を行う。

#### 4 技術提案に係るペナルティ

技術提案について、受注者が自らの責により提案を遵守することが出来ない場合は、最大8点を工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は以下のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合は、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

##### (1) 施工計画

受注者の責により、入札時に評価した施工計画を履行できなかつた場合は、工事成績評定の項目別評定点の評定点合計から最大5点を減点する。

##### (2) 配置予定技術者

配置予定技術者が以下に該当する場合については、工事成績評定の項目別評定点の評定点合計から減点する。

イ 減点数は3.0点とする。

ロ 交代した技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点を行う。